

岩手県告示第969号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成30年12月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成30年11月6日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社岩手電気工業
    - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢太日通り一丁目3番17号
    - ウ 代表者の氏名 鈴木克紀
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第302号
  - (3) 処分の内容 消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成30年11月5日付けで消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成30年11月27日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 大豊建築
    - イ 主たる営業所の所在地 北上市和賀町藤根18地割43番地5
    - ウ 代表者の氏名 高橋豊見
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第3565号
  - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成30年11月26日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成30年11月8日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 今野建設
    - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市猪川町字前田16番地8
    - ウ 代表者の氏名 今野誠一
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第5662号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成30年11月1日付けで土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成30年11月1日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社岩手特殊
    - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡岩手町大字一方井第7地割209番地1
    - ウ 代表者の氏名 三浦美智子
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第9073号
  - (3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成30年11月1日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成30年12月13日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社東日本工業

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市湯沢10地割73番地4

ウ 代表者の氏名 菅原敦

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-26)第20800号

(3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成30年12月12日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成30年11月8日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 大田商会

イ 主たる営業所の所在地 大船渡市大船渡町字猪頭50番地3

ウ 代表者の氏名 大田昌広

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-29)第90157号

(3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成30年10月29日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。